

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

用 途		特定建築物		建築設備（注３）	
		規模等（Ａ：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計）	報告の時期	規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	・Ａが200㎡以上のもの（注１）	令和８年 ６月～ １２月 以降、 ３年ごと	特定建築物 に同じ （共同住宅 及び寄宿舍 を除く。）	毎年 ６月～ １２月 （令和 ７年度 のみ７ 月～１２ 月）
2	観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	・Ａが500㎡以上のもの（注１） ・Ａが200㎡超500㎡未満で①～③のいずれかに該当するもの（注２） ①３階以上の階のＡが100㎡超のもの ②地階のＡが100㎡超のもの ③客席のＡが200㎡以上のもの			
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、高齢者等の就寝用途（注４）	・Ａが300㎡以上のもの（注１） ・Ａが200㎡超300㎡未満で①・②のいずれかに該当するもの（注２） ①３階以上の階のＡが100㎡超のもの ②地階のＡが100㎡超のもの			
4	児童福祉施設等（高齢者等の就寝用途を除く。）	・Ａが300㎡以上のもの（注１） ・３階以上の階のＡが100㎡超のもの（注１） ・地階のＡが100㎡超のもの（注１）			
5	ホテル又は旅館	・Ａが300㎡以上のもの（注１） ・Ａが200㎡超300㎡未満で①・②のいずれかに該当するもの（注２） ①３階以上の階のＡが100㎡超のもの ②地階のＡが100㎡超のもの	令和９年 ６月～ １２月 以降、 ３年ごと	特定建築物 に同じ	毎年 ６月～ １２月 （令和 ７年度 のみ７ 月～１２ 月）
6	下宿、共同住宅又は寄宿舍（高齢者等の就寝用途を除く。）	６階以上の階のＡが100㎡超のもの（注１）			
7	学校	・Ａが2,000㎡以上のもの（注１） ・３階以上の階のＡが100㎡超のもの（注１） ・地階のＡが100㎡超のもの（注１）	令和７年 ７月～ １２月 以降、 ３年ごと ６月～ １２月	特定建築物 に同じ （体育館を 除く。）	毎年 ６月～ １２月 （令和 ７年度 のみ７ 月～１２ 月）
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	・Ａが2,000㎡以上のもの（注２） ・Ａが200㎡超で、３階以上の階のＡが100㎡超のもの（注２） ・地階のＡが100㎡超のもの（注１）			
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・Ａが500㎡以上のもの（注１） ・Ａが200㎡超500㎡未満で①・②のいずれかに該当するもの（注２） ①３階以上の階のＡが100㎡超のもの ②地階のＡが100㎡超のもの			

10	事務所その他これに類するもの	・階数が5以上で延べ面積が1,000㎡超のもので①・②いずれかに該当するもの（注1） ①3階以上の階のAが100㎡超のもの ②地階のAが100㎡超のもの			
（注1）当該用途部分が全て避難階であるものを含む。 （注2）当該用途部分が全て避難階であるものを除く。 （注3）建築設備：〔換気設備〕政令第112条第21項の規定による煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 ：〔排煙設備〕機械排煙に限る。 ：〔非常用の照明装置〕内蔵蓄電池を用いたものを除く。 （注4）高齢者等の就寝用途：以下の用途に供するもの ①共同住宅、寄宿舍（いずれもサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。） ②助産施設、乳児院、障害児入所施設 ③助産所 ④盲導犬訓練施設 ⑤救護施設、更生施設 ⑥老人短期入所施設等 ⑦養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ⑧母子保健施設 ⑨障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）					

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

定期報告を要する防火設備（注5）

用 途		規模等（A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計）	報告の時期
1	特定建築物の表の用途の欄に掲げる用途	特定建築物の表の規模等の欄に掲げる規模等	毎年 6月～12月 （令和7年度のみ7月～12月）
2	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	Aが200㎡超のもの	
3	高齢者等の就寝用途（注4）	Aが200㎡超のもの	
（注5）随時閉鎖又は作動のできる防火設備（防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。）			